

令和2年度（2020年度）第5回教育委員会（8月定例会）議事録

- 1 日時 令和2年（2020年）8月6日（木）
午後1時30分から午後4時30分まで
- 2 場所 教育委員会室（県庁行政棟新館7階）
- 3 出席者 教育長 古閑 陽一
委員 木之内 均
委員 吉井 恵璃子
委員 櫻井 一郎
委員 吉田 道雄
委員 田浦 かおり
- 4 議事等
 - (1) 議案
 - 議案第1号 熊本県教育委員会の点検及び評価について
 - 議案第2号 教育に関する議案に対する教育委員会の意見について
 - 議案第3号 熊本県の公立学校における働き方改革推進プランについて
 - 議案第4号 令和3年度（2021年度）県立高等学校生徒募集定員について
 - 議案第5号 県立中学校における令和3年度（2021年度）使用教科書の採択について
 - 議案第6号 県立特別支援学校小中学部における令和3年度（2021年度）使用教科用図書採択について
 - 議案第7号 熊本県産業教育審議会委員の任命及び解職について
 - 議案第8号 熊本県スポーツ推進審議会委員の任命について
 - (2) 報告
 - 報告（1） 県立高等学校生徒の自死事案に関する控訴審判決後の対応について
- 5 会議の概要
 - (1) 開会（13:30）

教育長が開会を宣言した。
 - (2) 議事録署名委員の選出
教育長が櫻井委員を指名し、了承された。
 - (3) 会議の公開・非公開の決定
教育長の発議により、議案第7号から議案第8号は人事案件のため非公開とした。
 - (4) 議事日程の決定
教育長の発議により議案第1号から議案第6号、報告（1）を公開で審議し、非公開で議案第7号から議案第8号を審議した。
 - (5) 議事
 - 議案第1号 「熊本県教育委員会の点検及び評価について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第1号「熊本県教育委員会の点検及び評価報告書」についてです。提案理由ですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成するとされていることから、御審議をお願いするものです。

本報告書案については、去る7月7日の定例教育委員会において、一度御審議いただいたものです。その後、7月30日に開催した第2回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会において、外部有識者の皆様から御意見をいただきました。本日は、7月定例教育委員会でもいただいた御意見を踏まえた対応と、第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会からいただいた御意見等について御説明します。

お手元の資料「88ページ」を御覧ください。7月定例教育委員会において、新型コロナウイルス感染症に関する記載がないということで御指摘をいただいていた。新型コロナウイルス感染症の対応は現在も継続していますし、初動対応の検証も今後ということになります。令和元年度における県教育委員会の主な対応について、御覧のとおり追記しましたので、御報告します。

続いて、資料「93ページ」と記載のあるページを御覧ください。7月30日に開催しました第2回第3期熊本県教育振興基本計画検討・推進委員会において、点検及び評価について、外部有識者の方からの御意見をまとめています。

「第2部 教育プランに関連する教育政策の実施状況」についての御意見です。個別事項として4つの項目について御意見をいただきました。

まずは、【取組1 家庭の教育力の向上】ですが、「『親の学び』講座において、地域によってはトレーナーの数が少なく、負担が大きい」との御意見をいただきました。

次に、【取組6 いじめ・不登校への対応】です。「これからは児童相談所よりも、市町村が主体となって子ども達のケアに当たることになるので、より市町村との連携が重要」との御意見をいただきました。

次に、【取組12 特別支援教育の充実】です。「災害が発生した場合、地域の避難所に行く児童生徒等が多く、特別支援学校の場合、普段通っている学校と居住地が異なる場合も多いので、居住地における交流も必要」との御意見をいただきました。

最後に、【取組23 教育の情報化の推進】です。「今と同じ授業にICTを当てはめるのではなく、ICTを活用して授業をどうデザインするのか、そういったことに対応する研修が必要」との御意見をいただきました。

以上の御意見を踏まえて、事務局として以下のとおり総括しました。

「第1部 熊本県教育委員会の活動状況」については、「教育委員会の活動については、定例・臨時の会議開催、学校訪問等による学校現場の現状把握、関係機関との意見交換等による連携強化や、広報活動の充実等、引き続き積極的な活動に努めていく。次期熊本県教育振興基本計画の策定に当たっても、知事部局及び警察本部と連携して進める。」としています。

また、「第2部 「第2期くまもと『夢への架け橋』教育プラン」に関連する教育施策の実施状況」については、「教育庁関連の指標32指標のうち、24指標が目標達成又は改善した。悪化した6指標については、引き続き課題への対応を進める。第2期教育プランにおいて達成できなかった目標や、新たな教育課題

等を踏まえ、次期熊本県教育振興基本計画の策定を行う。また、今回の点検・評価を通じて把握した課題や推進委員会の意見を踏まえて、引き続き、取組を強化する。」としています。

以上の事項について、追加し、報告書としたいと考えています。

今後の予定についてですが、議案第1号の最下段に記載していますとおり、9月県議会に報告することを予定しています。

御審議をよろしくお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

御意見等はよろしいですか。

教育長

ではこの件については、提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第2号 「教育に関する議案に対する教育委員会の意見について」

教育政策課長

教育政策課です。議案第2号について説明します。

1ページに提案理由を記載しています。8月臨時県議会へ提案した教育に関する議案について、知事から教育委員会に意見照会がありましたが、教育委員会に付議する暇がなく、2ページに記載していますとおり、教育長が臨時に代理して「原案どおりで差し支えない」旨の回答をしたため、今回の教育委員会に報告し、承認を求めるものです。

該当の議案は、3ページに掲載の県知事からの依頼文中、「記」以下の2項目、「第1号 令和2年度熊本県一般会計補正予算(第8号)」及び「第4号 専決処分の報告及び承認」のそれぞれについての教育委員会関係部分です。4ページから15ページまでが議案本文で、教育委員会分の提案内容については16、17ページに整理しています。

まず8月補正予算の歳出予算補正ですが、今回は新型コロナウイルス感染症対策及び令和2年7月豪雨対応のための予算を計上しています。各事業の概要を御説明します。

1は、コロナ対策により業務が増加する教員が学びの保障に注力できるよう、業務を支援するスクールサポートスタッフを配置するものです。

2は、3密を避けた学習環境の整備や、きめ細やかな学習指導を行うため、学習支援員を配置するものです。

3から5は、各県立学校における感染症対策のため、非接触型体温計やサーキュレーター等の購入、学習保障として空き教室を活用した大型提示装置等のICT機器の整備、家庭にWi-Fi環境がない生徒への貸出用としてのモバイルルーターの購入等を行うものです。

6は、特別支援学校の通学バスにおける感染リスク低減を図るためのバス増便について、現在の予算が8月までのため、年度末までの経費を計上するものです。

7は、県立学校の臨時休業による学校給食休止に伴い、キャンセル料が発生した給食関係事業者に助成を行うものです。

8は、新型コロナウイルスのため中止となった部活動の全国大会の代替大会である地方大会を開催する高等学校体育連盟等3団体に助成するものです。

17ページをお願いします。9から11は、令和2年7月豪雨により被災した県立学校施設や設備、備品等の災害復旧に要するものです。

次に7月専決予算ですが、7月豪雨への緊急的な対応として、被災した肥薩おれんじ鉄道及びくま川鉄道の運休区間について、主として高校生が通学のため利用する代替バスの運行に対する助成費を7月21日に知事専決により予算措置をしています。

次の債務負担行為補正(変更)ですが、これは災害で使用できなくなった県立学校の校務用パソコン端末及びプリンター等について、代替機器をリースするための費用です。

事務局からの説明は以上です。御審議をよろしくをお願いします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉井委員

17ページの豪雨による通学支援についてです。肥薩おれんじ鉄道及びくま川鉄道の運休による対応ですが、しばらく復旧する見通しはたっていないと聞いています。代替バスが走っているということですが、部活や課外等で利用時間がそれぞれ異なる中、大体の生徒がこれで対応できているのですか。

高校教育課長

高校教育課です。7月20日から代替バスを運行していますが、初日については交通渋滞により、20分程度遅延したと聞いています。そして、朝4便、夕方4便、くま川鉄道においては1便あたりバス2台から多いときには11台を同時に走らせていますので、そのバスに乗れないという報告は学校からはありません。そして8月4日には、くま川鉄道事業者と各学校の教頭先生、本課職員とで今後の運行状況について話し合いをしています。以上です。

吉井委員

ありがとうございます。多くの台数で対応されていて安心しました。

教育長

他によろしいですか。

教育長

では、この件について提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第3号 「熊本県の公立学校における働き方改革推進プランについて」

学校人事課長

学校人事課です。議案第3号「熊本県の公立学校における働き方改革推進プランについて」御説明します。

提案理由は、平成31年3月18日付け文部科学事務次官通知を踏まえ、「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン」の策定に当たり、熊本県教育委員会の権限に属する事務の委任等に関する規則第2条第1項第1号の規定に基づき、教育委員会に付議するものです。

資料として「熊本県の公立学校における働き方改革推進プラン(案)」を配布

しています。

昨年12月の定例会において、本プランの検討経過の報告を行いました。その後、県立学校、市町村教育委員会、PTA連合会などの関係団体に意見照会を行うとともに、働き方改革検討委員会委員の皆様からの御意見を加味して、まとめ上げたものです。また、7月に開催しました働き方改革検討委員会において、委員の皆様へ承認をいただいたものです。

本プラン案の1ページをお願いします。まず(1)の目的です。教職員が心身ともに健康でワークライフバランスを実現しながら、子ども達と向き合う時間を確保し、やりがいを持って効果的な教育活動を持続的に行うことができる環境の実現を目的としています。

2ページをお願いします。この目的を実現するための方針を(2)に記載しています。勤務時間の適正管理等、教職員の意識改革、人材の確保活用など、6つの方針で整理しています。本プランの目的、方針をイメージ的に図式したのが、下段の図です。県教育委員会、市町村教育委員会、学校、教職員と、保護者、地域が一体となって学校の働き方改革に取り組み、子ども達の充実した学びと教職員のワークライフバランスの両立を目指すという、本プランの考え方を示しています。

4ページをお願いします。上段の図は、本プランにおける県と市町村の関係などを図式化したものです。次に(4)のプランの期間ですが、令和2年度から令和5年度までの4年間としています。

5ページをお願いします。2. 県立学校の教育職員の時間外在校等時間の上限です。こちらは、先月の定例会で承認いただきました内容と同じものです。

6ページをお願いします。3. 教職員の時間外在校等時間の状況です。令和元年度の1年間の状況を記載しています。県立学校、市町村立学校ともに、月45時間を超えている教職員が4割弱、また、県立学校では年360時間を超えている教職員が5割を超えている状況です。

7ページをお願いします。時間外在校等時間の内訳について、令和元年度の9月から12月までの状況です。県立学校は部活動に費やす割合が高くなっています。

8ページをお願いします。市町村立学校の状況です。小学校は教材研究等、中学校は部活動に費やす割合が高くなっています。

9ページをお願いします。4. 働き方改革の取り組み状況です。取り組みの6つの方針に分類して表したものです。県立学校では①勤務時間の適正管理等、市町村立学校では②意識改革に取り組んでいる割合が低い状況です。

10ページをお願いします。5. 負担感についてのアンケート結果です。本年1月に教育職員を対象に実施したアンケート結果です。最も負担に感じていることは、管理職及び教員ともに④「国や県などからの調査・統計等への回答」となっています。

11ページをお願いします。6. 熊本県の主な取り組みです。11ページから15ページには、6つの方針に沿って、学校や市町村教育委員会等から寄せられた意見を踏まえ、学校の働き方改革に効果のある取り組みを設定しています。また、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた働き方改革の取り組みも設定しています。

18ページをお願いします。10. 評価指標です。6つの方針に沿って、時間外在校等時間の上限時間や年次有給休暇の平均取得日数など、合計13項目設定しています。毎年、これら指標により本プランの評価を行います。

20ページをお願いします。働き方改革取組みチェックシートです。取組み内容の欄には、本県や他県の学校で取り組んでいる内容を載せています。学校では、このチェックシートを活用してセルフチェックを行います。

21ページ以降は、資料編としてプランに係る各種資料を載せています。

学校人事課からの説明は以上です。御審議をよろしくお願いいたします。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

吉田委員

企業等でリモートワークが定着しつつあると思いますが、先生方の場合はどのようなことが考えられ、どんな範囲まで良いという整理をされていますか。

学校人事課長

学校人事課です。今回コロナ関係で、職場における3密を避けるということもあり、学校現場でも在宅勤務を推奨する通知をしています。具体的な内容について、しっかりと整理をしたわけではありませんが、例えば教材研究等は十分できるのではないかとということで検討・対応をしてきたところです。

吉田委員

講義だけではなく、グループワーク等の参画型のものもリモートでできると思いますので、先生方にも可能な領域を広げてほしいですね。本当は直接参加する研修が良いけれども、それができないから次善の策でといった後ろ向きの思考ではなく、コロナ禍の条件下ではリモート化がベストの選択だという積極的な気持ちで組み込んでいただきたいと思います。

もうひとつは、県の調査ですが、全員が答える悉皆調査はどの程度あるのでしょうか。それが全員に調査する必要があるかどうかを考えないといけません。推計学を使えば、誤差を認めた上で信頼できる結論を得ることができます。つまり全員に答えてもらう必要はないわけです。それから質問項目も必須のもの以外は積極的に削減して、先生方に最小限の負担で結果を出す方向で検討していただきたいと思います。

教育長

ありがとうございました。他にありますか。

櫻井委員

WEBでの教育についてですが、今日の議案1の中でも、御意見いただきましたように、取り組み23「教育の情報化の推進」の中で、「今と同じ授業にICTを当てはめるのではなく、ICTを活用して授業をどうデザインするのか、そういったことに対応する研修が必要」とありました。これはコロナが流行する前から出ていた意見だと思いますが、まさにそれでして、授業にICTを当てはめるのではなくて、ICTを活用して『授業をどうデザインするか。』これは別の言葉で言いますと、授業のデジタル化だと思うのですが、この授業のデジタル化ができていないと、遠隔授業は身のあるものにならないと思います。是非、1、2年かけてでもきちんと整備してください。ここは思い切って整備した方が効果が出てくるように思います。

そして先ほど吉田委員からありましたように、県や国からの調査が多いということですが、日頃の仕事をデジタル化しておくのとビッグデータ化していますので、AIが文部科学省の聞きたいところを加工して出してくれます。特別な質問以外先生の負担は軽くなるはずです。実際、企業もそうなりつつあります。セキュリティーの問題があってもなかなか難しいかもしれませんが、やはりこれは全国的に

行った方が合理的なのは分かっていますので、あと1、2年で仕事をデジタル化してしまえば、仕事を行った瞬間にサイバー空間に上がっていき、先生の負担はほぼ無くなるのではないかと思います。だから今あまり手を打たなくても、デジタル化が進めば自然に解決するでしょう。

教育政策課

教育政策課です。前半の「授業にICTを当てはめるのではなく」というところですが、この意見は7月30日の委員会でいただいた御意見です。小中学校はもとより高校も3分の1くらいは、今年度中に一人一台端末を導入する予定ですので、早ければ今年度の2月以降もしくは来年度の4月以降からは学校でICTを入れた授業が始まることとなります。しっかりと今年度どのように活用していくのが一番有効なのかの検証も含めて対応していきたいと思っています。

教育長

他、何かありますか。

田浦委員

18ページの評価指標の中の(2)に「ノー残業デーを設定した学校の割合」とありますが、ノー残業デーというのは、その日、残業はないけれども、結局、一週間のうちの他の日に振り分けられるということであれば、意味があるのかと思うのですが、どうでしょうか。

そして(4)の「留守番電話やメールなどによる時間外対応を行っている学校」ですが、数年前にお盆等の閉庁日における学校の連絡先として、教頭先生の携帯の番号を印刷したプリントをいただいたことがありました。ある時間を過ぎると留守電に切り替わるという学校もあるそうですが、先生方が保護者対応に時間を取られて学校の業務ができないという声を聞いたことがあります。そのための留守番電話の対応なのかなと思ったのですが、相談したいこと、緊急を要すること、すぐに対応してほしいことが起こっている場合は、どのように対応されているのかをお尋ねします。

学校人事課長

学校人事課です。最初にノー残業デーについて、一週間で見た場合は、委員の御指摘の部分も確かにあると思います。ただし、先ほどのグラフでもありましたが、意識改革に課題があり、その意識付けとして、体力的に毎晩残業することが苦にならない先生に対しても、曜日を決めてでも早く帰る習慣を作っていくことが今の段階では必要なかなと思っています。例えば水曜日はできるだけみんなで帰ろうとすることで、一週間ずっと遅い先生も早く帰って、体調の変化や自分の時間を持つことの大切さに気づくことを狙っている面もあります。

そして「留守番電話・メール等による時間外対応」ですが、先ほどおっしゃったように緊急の場合については緊急時連絡先で対応するようにして、それ以外の場合については時間を区切って留守番電話で対応するというものです。全く連絡がつかない状態で運用しているわけではありません。

田浦委員

ありがとうございます。

櫻井委員

ノー残業デーというのは、企業は30年程前からやっています、水曜日が大体ノー残業デーです。最初の頃は今のような御意見がありました。ただやってみると、結局これはライフ・ワーク・バランスの一環だなというのが実感です。水曜日は帰れる時間が決まっていますから、例えば趣味等の時間を入れられるわけ

です。例えば週に2回スポーツをしたい人は、筋肉のことを考えて、ここにジムを入れるということが出来ます。確かに水曜日休んだら木曜日忙しいというのは最初あるかもしれませんが、段々それが当たり前になって、良い取組みになると思いますので、水曜日は自分の時間が取れる日だと思っていただくと大変有意義になるのではないかと思います。

田浦委員

早く帰るためにその日努力したことが積み重なって、毎日をそのように過ごされるだろうということでしょうか。

学校人事課長

そういった効果もあると思います。私自身も水曜日は早く帰らないと、という意識があり、一日のスケジュールをある程度、朝の段階から組んで、進めていこうとしています。御指摘のような効果もあると思っています。

教育長

他によろしいですか。

教育長

では、この件について提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第4号 「令和3年度（2021年度）県立高等学校生徒募集定員について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第4号「令和3年度（2021年度）県立高等学校生徒募集定員」について御説明します。資料の1ページを御覧ください。

まず、提案理由ですが、県立高等学校生徒募集定員については、熊本県立高等学校学則第4条第2項の規定に基づき、教育委員会で定める必要があるためです。

2ページを御覧ください。「1 全日制高等学校の生徒募集定員は、11,240人（前年度と同じ）とする。」ということで、学区ごとに表で示しています。

まず、表の一番左側の欄に、上段より、「県央」「県北」「県南」の3学区に分けて生徒募集定員を記載しています。来年度の全日制高等学校の生徒募集定員については、県央学区が4,960人、県北学区が2,920人、県南学区が3,360人と3学区とも前年度と同数ということで、表の一番下に記載のとおり、合計の11,240人とし、今回、生徒募集定員の変更はありません。

次に、「2 定時制高等学校の生徒募集定員は、440人（前年度と同じ）とする。」としています。

最後に、「3 高等学校専攻科の生徒募集定員は、10人（前年度と同じ）とする。」としています。

なお、令和3年度（2021年度）県立高等学校生徒募集定員について御決定いただければ、例年の取扱いのとおり、9月に、私立高校も含めた県内の全ての高校ごとの生徒募集定員を、公立・私立合同で報道機関に資料として提供する予定です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

櫻井委員

確認ですが、中学校の卒業生の数は変わっていないのですか。

高校教育課

高校教育課です。今の中学3年生の数が、今の高校1年生の数よりも更に減少します。しかしながら、今の中学1年生になりますと、今の中学3年生よりも約800人増加するという状況になっています。

櫻井委員

中学生の数によって定員を都度変えるということとはできないと思うのですが、大きなトレンドで見たら、どこかで決めないといけないと思います。来年はそれを調整する年ではないということでしょうか。

高校教育課

今年度の県立高校のあり方検討会を立ち上げて、開催する予定にしていますので、その中で募集定員も含めて、検討していきます。今年度については、前年度と同じ11,240人としているところです。

櫻井委員

わかりました。

木之内委員

参考までに教えてもらいたいのですが、私立高校との定員の調整は、どのような場所でどのように行われていますか。

高校教育課

高校教育課です。先月16日に、公私立高等学校の連絡協議会を開きまして、双方の募集定員について委員の皆様から様々な御意見をいただいているところです。

木之内委員

わかりました。

吉井委員

この募集人数はとても大きいですが、個々の学校でこの人数を割り振っていくということですよ。県央で昨年や一昨年と同じ人数の生徒を募集した場合、今コロナ関係で教室が増えていると思いますが、元々人数が多い学校は、人数を調整しなければならないケースが出てきますか。1教室あたりの人数が減ってくると思うのですが、大丈夫ですか。

高校教育課長

委員の御指摘は、入学した後の各教室で生徒がある一定以上多くなって、コロナ禍の中で耐えられる状況かということですか。

吉井委員

その場合、生徒が多い学校は、人数を減らす等の調整が必要になるのかなと思いましたので、伺いました。

高校教育課長

6月に学校を再開したときに、全ての学校に調査をしました。一定の間隔が維持できるかというところを1つの基準としましたが、そのことについては全ての学校がクリアしています。そのような形で、6月から通常の教室の中で40人、あるいは40人に満たない学校においては少ない人数で授業を進めているところです。

各学校全て前年度と同じ定員ということで考えています。

吉井委員

ありがとうございました。

教育長

他によろしいですか。

教育長

では、この件について提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○議案第5号 「県立中学校における令和3年度（2021年度）使用教科書の採択について」

高校教育課長

高校教育課です。議案第5号「県立中学校における令和3年度（2021年度）使用教科書の採択について」御説明します。

最初に、「義務教育諸学校用教科書採択の仕組み」について、モニター画面で説明します。県立中学校は、○で囲まれた部分の流れに沿って進めています。

6月9日に第1回教科書選定委員会を開催しました。教科書選定委員会は、各県立中学校長、副校長、保護者代表、高校教育課審議員、主幹で構成されています。その後、6月30日から7月14日まで、各教科の教科書調査研究委員会を開き、調査研究の結果を取りまとめました。教科書調査研究委員会は、各県立中学校の副校長、教科担当教諭で構成されています。今回はWEBによる教科書調査研究委員会も開催するなど、調査研究を丁寧に行いました。

また、各県立中学校に教科書見本を設置し、教科書選定委員にも教科書見本を丁寧に確認していただいています。

その後、7月17日に第2回教科書選定委員会を開催し、教科書の選定について整理を行いました。本日から3回にわたる教育委員会での採択は、「都道府県教育委員会」での教科書採択の位置付けになります。

本日は、資料としてA3判横置き「選定資料」とA4判「選定意見書」を配付しています。なお、資料については、他の採択地区の教科書採択への影響等を考慮して、関係者のみの配付としています。

本日は2教科、4種目の採択についてお願いします。長時間になりますが、御審議をよろしくお願いします。

高校教育課審議員

引き続き、選定委員会から資料を御説明します。

資料の見方を説明する前に、6月9日に開催された第1回教科書選定委員会で、県立中学校3校で使用する教科書について、教科指導研究などを共同で行っていくために、3校同じ教科書を使いたいという意向が県立中学校3校から示され、選定委員会においても同意見でした。平成27年度の教科書採択においても、3校同じ教科書を採択していました。今回も、県立中学校3校同じ教科書を採択することにしたいと思います。

それでは、資料の見方について御説明します。資料は2部あります。1部は、A3判横置き「県立中学校の教科書選定に係る選定資料」、もう1部がA4判「県立中学校に係る教科書選定委員の選定意見書」です。

まず、A3判横置き資料について御説明します。この資料は、3校で各自に実施した調査研究に基づき、協議を通して、調査研究委員会としての各教科・種

目の調査研究の結果をまとめたものです。

1 ページを御覧ください。教科名と、学習指導要領に示されたその教科の目標が記されています。

4 ページを御覧ください。表の左側は、「調査の観点」及び「調査の結果」を掲載しています。こちらは、先ほどの画面「教科用図書選定審議会」の調査を基に作成されたものです。

資料の右側には、表の左側の観点を基に、中学校各教科の目標に照らし合わせて県立中学校の教育活動に寄与することができる教科書としての観点から、資料1の○の中にある調査研究委員が教科書の調査研究を行った結果を記載しています。

なお、★で始まる項目は、学習活動において生徒がICTを活用できる工夫がなされているかという観点についての項目です。調査研究の結果を、一番右側の欄に、各観点別に◎、○、△の記号で評価を行いました。◎は県立中学校で使用する教科書として大変適しているもの、○は県立中学校で使用する教科書として適しているもの、△は一般的なものとなります。さらに、その教科書の、県立中学校の教育活動に寄与することができる教科書としての観点から全体的な評価を「総合評価」として、資料右側の一番上に、文章で示しています。

2 ページを御覧ください。このデータは教科書選定審議会により作成されたものです。先ほどの教科書の調査研究の観点(2)の主体的・対話的で深い学びの実現に関することについて、振り返りの場面が設定してある教科書のページを記載しています。3 ページを御覧ください。観点(7)の伝統と文化、郷土愛等に関することについて、特に郷土熊本に関する内容を扱っている教科書のページ数を記載しています。このデータは各教科の表紙の次のページに示されています。

次に、A4判の「県立中学校に係る教科書選定委員会の選定意見書」を御覧ください。説明は、主にこちらの資料を使って行います。表紙をめくりますと、「国語」の「選定委員会の意見」が記載してあります。上半分程度に各者の総合評価、下半分程度にどの教科書が特に工夫がなされていたかと、その説明が記載しています。各教科の説明の際に、A3横置き資料も併せて御覧いただきます。よろしくお願ひします。

最後に、表紙を御覧ください。本日は、国語・書写・社会(地理的分野)・地図について審議・採択をしていただきます。なお8月19日は、保健体育まで、8月26日は残りの教科・種目について審議・採択をしていただく予定です。

資料の説明は以上です。

教育長

それでは、教科・種目毎に審議・採択していきます。審議時間については10教科、16種目ですので、各教科・種目で10分から20分程度を目安にしたいと思います。

先ほど説明がありましたように、まず国語の教科書について教科書選定委員会から説明をお願いします。

高校教育課審議員

はい。A4判選定意見書1ページ国語です。国語は4者からの採択となります。先ほど示しましたA3判の資料1ページにありますように中学校国語科の目標に照らし合わせ、県立中学校の教育活動に寄与することができる教科書としての観点から調査研究を行いました。各教科書発行者の総合評価結果について、ポイントだけ御説明します。

「東京書籍」、身に付けるべき資質や能力をどのような方法で学ぶのかを明示し、習得と活用を繰り返しながら確実な定着が図れる構成になっています。

「三省堂」、「学習の見通しと振り返り」「知識の習得と活用」を重視した構成となっており、「付けたい力」が明示されています。

「教育出版」、生徒を取り巻く諸課題に関するキーワードを7つにまとめ、繰り返し学ぶことで、ものの見方や考え方を多面的に捉え、協力して課題を解決する力を養うことができるようになっています。

「光村図書」、生徒自身が学習の見通しを持ち、身に付ける資質や能力を意識して主体的に取り組める構成になっています。

4者の中で、選定委員会では、東京書籍が特に工夫がなされているという意見が出されました。国語に関しては、掲載されている作品等の題材はもちろんのことですが、3年間を見通した資質・能力の育成を大切にしています。教科書がどのような構成でできているか、身に付けさせたい力は何か、各者ともそれぞれの教科書の巻頭で分かりやすく示してありますので、これを御覧いただこうと思っています。東京書籍 1年生の6ページを御覧ください。右側に「小学校で学んだこと」として、これまでに学んだことが、学習指導要領にある「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」をはじめとする領域毎に示しています。そして次に「1年で学ぶこと」としてこの教科書を通して学ぶことが、領域毎に示しています。

他の教科書も併せて御覧いただきたいと思います。三省堂は6ページ、教育出版は8ページ、光村図書は6ページに同様の表があります。それぞれを比較していただきますと、いずれも領域毎に「付けたい力」が、東京書籍と同じように表にまとめてあります。その中で、東京書籍は、一番下の段に「言葉の力」という項目がありまして、ここに学習のポイントが分かりやすく示してあります。併せて巻末を開いていただきますと、この「言葉の力」については、一覧にまとめていまして、1年生から3年生まで縦にそれぞれの項目を系統立てて学べるような作りになっていて、生徒達がどのようなことを学習していくかというポイントがまとめてあります。

説明は以上です。

教育長

ただ今、教科書選定委員会としての説明がありましたけれども、国語の教科書について、まず、質問・御意見等をよろしくお願いします。

吉田委員

たくさん先生方が時間をかけて選んでいただいているので、基本的にはそれを尊重したいと思います。その上で申し上げますと、教科書は子どもの視点で考えることが必要ですね。教師が使いやすだけでなく、子どもが親しめるかという視点が大事です。私が実施した調査では、教師が「こういうことをしたら子ども達のやる気が出る」と考えている内容と、子ども達が「こういうことを先生がしてくれたらやる気が出る」と思っているものの間に食い違いがありました。子どもの立場に立つのは簡単ではありませんが、子どもから見たらどうかという視点は教科書の選定でも維持していただきたいと思います。

さらに、選定された教科書を使っている中で子ども達から出た声を次の選定のために蓄積しておいて、それを生かすことも大事だと思います。

さて、「国語」ですが、教科書には「サブタイトル」を付けているものがあります。それが編集者の考え方を象徴していると思います。その点では「教育出

版」の「伝え合う言葉」は3年間を通して一貫している点で評価できます。「東京書籍」の「新しい国語」は「小学校で学んだこと」から始まって、中学校とつなげています。これは大事なことですが、字が小さくて、先生方がこの部分をきちんと押さえられるのだろうかと思いました。また、「サブタイトル」の「現代の」「新しい」はどちらも相対的なものですから、編集者の意図が伝わりにくいところがあります。

ともあれ、時間をかけて専門的な見地から検討されているので、その結果を大いに評価しています。ただ、先ほどから申し上げているような視点も大事にしながら教科書を考えていただきたいと思います。

櫻井委員

私も吉田委員と同じで、この内容そのものに関してどうこう言う能力は教育委員にはないと思います。教えやすさという観点で見ると実によく分析されている。ただ、これが本当に子ども達にとって意味のある教科書かどうか、将来役に立つ知識が過不足なく記載されているか、という視点で決めるのが我々の仕事だろうと思います。そうすると子ども達は、この教科書に何を求めるのかといたら、一番は志望校に入れるのかどうかではないでしょうか。子ども達の要望は、教科書を100パーセント勉強すれば、塾に行かないで志望校に入れるのかということだと思いますが、そこが評価されていないから良いのか悪いのかよく分からない。今回教科書をじっくり見せていただいたのですが、評価の基準に受験に有利というのがないことに違和感を覚えました。もちろん受験以外の知識も大事ですが、県立中学の生徒は大学進学希望者が9割を超えていると思います。限られた時間で勉強するわけですから、この点は重要ではないでしょうか。教科書は文部科学省の決めた中から選ばないといけません。子ども達の要望を考えると、行きたい学校に行けるかが評価してあればそれを選んだ方がいいと思います。

県立学校教育局長

両委員の御意見、ごもつともだと思います。県立中学校で中高一貫ですから、この3校については基本的には併設している高校に行きますので、高校というよりも大学受験だと思っています。他の高校よりも進んだ高校でさらに深い学びをして、そして難関大学と言われるような大学等にも県立の3つの中学校から行っていますので、大学受験に繋がるような深い学び、そして深い学びができるための興味関心が高まるか、そのような視点が県立中は特に必要ではないかと思っています。県立中はそこまで見据えた一貫校ですので、この中にそのような表現が出てきていないというのは今御指摘のとおりで、そのような視点での更なる分析もそうですし、資料の表現でも必要ではないかなとお聞きしながら思ったところでした。

今回、この県立中学校の教科書選定のプロセスの中には、保護者代表の方も入っていただいています。先生方はやはり教える立場で見てしまうのかなと思いますが、保護者代表の方からは子どもの立場、学ぶ立場として様々な御意見をいただいたという報告を受けています。そのような意見もこの中には入っていると思っています。

特に私も様々な教科を見ましたが、例えば同じ導入のちょっとした投げかけも、単に現象だけを聞いているものと、その現象からどのような影響が出ているかまで投げかけをしているものとあります。県立中は先の方まで求めますので、そのような部分は調査の過程等でも様々な議論がされたと聞いています。この中にな

かなかそれが見えるようになっていませんので、今御意見等をいただいたとおりで、選定委員の保護者代表の方も含め調査に関わった方は、そのようなところも見てきたと認識しているところです。

吉井委員

理想的なことを言いますと、教科書を使って教師そのものが生き生きとする、もっと深めていこう、ここから刺激を受けた、と思えるような教科書であって欲しい、そういう教科書を選んでいただきたいと切に願います。

田浦委員

重複している部分もたくさんあるかと思いますが、先ほど、特別支援の教科書を選ばれた際に具体的な実生活に即していること、余白があって見やすいことというのはこちらにも共通しているのではないかと思います。それから子ども達が、意欲が沸かないとか、どうせこんなことを学んでも実生活には役に立たないと思っているところがおそらく意欲が失せる部分なのかなと思うので、学校の授業を受ける上で、学んだことが何の役に立つのか、社会のこういうところでこういう知識は使われているというような関連付けが分かると良いなと思います。

高校教育課長

田浦委員から御指摘をいただいて、まさしくそうだと思います。教科書によるものと教師の指導力、この2つによって生徒の生き生き感や意欲の向上が見出されるのかなと思っています。教科書は良くても指導力が伴わないと生徒に伝わりませんし、教科書にもし何か足りない部分があったとしても、教師の指導力によってその辺りはカバーできるのではないかと、そのような状況を作り上げていくことが大切ではないかと思っています。

委員の皆様からいただいた様々な御指摘については、今後の採択のあり方についてまた検討を進めていきたいと思っています。ありがとうございました。

櫻井委員

普通の県立高校でしたら、進学校あり、産業教育校ありと様々な特徴がありますが、県立中学校ですから、子ども達の希望は大学に行くとはっきりしています。9割以上の子ども達は、良い大学に行きたいから中高一貫に来ていると思います。これは普通の県立高校の教科書を選ぶような形で選んでいるように感じられます。あくまでも県立中学校というある意味特殊な学校の教科書だということを議論する上で忘れないようにした方がいいと思います。

吉井委員

県立中学校の教科書を選ぶ場なので、櫻井委員がおっしゃるとおりだと思います。読んでみて好みはありましたが、県立中学校の子どもが学ぶということを考えると、やはりここに書いてあるとおりに、東京書籍が一番良かったかなと思います。先ほどおっしゃった「言葉の力」は最後のところに、「学びを伝える言葉の力」とありますが、「論理的な言葉の力」「文学的な言葉の力」「対話的な言葉の力」と単元が分けてあって、読んでみてとても「論理的な言葉の力」が強く、これを読みながら、自分の発言もここが足りないな、と反省させられた教科書でもありました。「文学的な言葉の力」はしっかり残っていますし、「対話的な言葉の力」も指導されるようになっていきます。ただ、読んでいる限り、県立中学校の生徒、いずれ熊本を背負って立つような大人に成長されるような方達には、この「論理的な言葉の力」が絶対必要になるだろうと思います。これをどんどん伸ばしていただきながらも、先生方には別の言葉の力、文学的言葉の力になると思うのですが、人の心に触れるような言葉の力もしっかり御指導いただいた上で論

理的な考え方と言葉、意見を言える上で人の言葉の細かい所まで感じ取れるような生徒になれるよう御指導いただければと思います。

個人的には光村図書が一番面白かったですが、県立学校の教科書というところでは東京書籍がいいだろうと思います。

教育長

ありがとうございました。

教育長

ちなみに櫻井委員はどうですか。

櫻井委員

私は三省堂が好きでした。県立中学校として薦めるのも同じです。

教育長

他は何か御意見ありますか。

木之内委員

結局読んでみても、そんなに大きな差があるかと言ったら部分によって少し表現の仕方では自分の主観で好き嫌いがあると思いますが、基本的には文部科学省の審査を通っているということを感じました。それぞれの評価、ランキングを見て、なるほど、そういうふうを考えるのかと見ていたので、そういう意味では評価の仕方としては東京書籍が良いのではないかと思います。

なので、総合的に見ていくと、委員会はよく見ているのかなと思います。

櫻井委員

結局、甲乙つけがたいところです。この委員会の多数意見を私は尊重したいと思います。まずは国語に対してですが。

教育長

他はよろしいでしょうか。

教育長

今、櫻井委員の御指摘、そして吉井委員や木之内委員からもございましたが、選定委員会で東京書籍が特に工夫がなされていたという御意見が出ていますので、国語に関しては東京書籍ということによろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

教育長

続いて書写の教科書について、選定委員会より説明をお願いします。

高校教育課審議員

選定意見書2ページ、書写です。書写は4者からの採択になります。A3選定資料の13ページからです。各教科書発行者の総合評価結果はそれぞれ上段にまとめています。それぞれポイントだけ御説明します。

「東京書籍」、巻頭の「書写の学習の進め方」では、「目標」から「振り返って話そう」までの学習過程を明示し、生徒が学びに向かいやすい構成になっています。

「三省堂」、「やってみよう」という対話的な学習活動を全学年で設定し、発展的で主体的な学習を進めることができるようになっていきます。

「教育出版」、全てのひらがなに筆順を明記する等、基礎的技能を習得できる工夫がされているとともに、硬筆教材に国語教科書掲載の文学作品や古典教材を扱い、全学年にわたって国語との関連付けを強め、生徒の主体性を喚起する構成

となっています。

「光村図書」、巻頭で、学習の初期段階に確認すべき基本技能を押さえ、別冊の「書写ブック」では、硬筆の基本を押さえるとともに発展的な学習につなげるような構成になっています。

選定委員会では、教育出版が特に工夫がなされているとの意見が出されました。1つ目のポツですが、県立中学校は、他の市町村立中学校と異なり、多くの小学校から進学してくるということが一つの特徴になっています。その中で基礎的事項を統一的に指導できる点として、例えば16ページ、17ページにありますように、他者は中心線だけが書いてありますが、教育出版は、字の中心線以外にも字画についての枠囲みや補助線を丁寧に書いてあります。同じく26ページには筆順が全て丁寧に書いてあるという工夫も見られました。

そして意見書の3つ目のポツです。硬筆練習の中に、国語との関連を意識した構成がなされています。この点について各教科書を比べてみたいと思います。教育出版は28ページ、東京書籍は48ページ、三省堂は62ページ、光村図書は90ページです。いずれも古典を取り扱っていて、教育出版は他者に比べて、書写という授業の目標に加えて、「声に出して読む」や「大意をつかみながら書く」などの作品を味わいながら取り混ぜる工夫が取り入れてあります。

県立中学校の書写の時数は、年間に大体50時間ですから、その限られた時数の中で国語の授業と上手くリンクさせながら、基礎・基本の習得と発展的な学びとのバランスが優れているというのが特徴です。

説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等あればよろしくお願いします。

吉田委員

書写に関しても選定委員会の意見を尊重します。そして、私としては基本的な点を押さえた授業ができるものにしていただきたいと思っています。例えば鉛筆や筆の持ち方です。私は若い人たちに「親指姫や親指小僧が多い」と皮肉を込めて話すことがあります。とくに教育学部の学生には「教科書に載っているように基本をしっかりと教えてほしい」と言っていました。

そこで教科書を見ますと、「光村図書」は、「筆記具の持ち方」として筆の横に小さく記しています。「三省堂」は「鉛筆の持ち方」ですが、「望ましいのはAの持ち方だけど、自分の持ち方はどうなっているかな」と吹き出しがついています。また、「東京書籍」を見ますと、筆と一緒に記載されていて「書きやすい鉛筆の持ち方」との説明が付いています。さらに「教育出版」は「硬筆の書き方」と明記して「鉛筆」と「ボールペン」それぞれを解説しています。個人的にはこうしたこともしっかり伝えてほしいと思います。

授業を通して、文字を書くことも含めて先生がモデルになっていただきたいと思っています。初歩的なことですが、こうした教科書の違いが全体にも影響すると思います。

教育長

ありがとうございました。他にありますか。

吉井委員

私も教育出版が良いと思いました。教育出版は、最後に「芸術としての書道」というのがあって、硬筆で字を書くだけではなく、絵のような美しくて流れるような字の運びがあって、これを見て「あ、綺麗だな。」と素直に思いました。こ

のような書、意味があるものや綺麗な字を超えたものがあると思って、この芸術としての書道があるということを書いてある部分が私はとても気に入りました。先生方も教育出版を薦めていらっしゃるようですし、私も同じです。

櫻井委員

この書写というのは何を勉強するためにあるのだろうか、というのが最初の印象でした。どちらかといえば芸術の勉強ではないかと思ったわけです。今後はほとんどの文字はパソコンに打ち込みプリントアウトするわけですから、ペンを持って字を書くのは、自分の名前を自署するときくらいしかないかもしれません。

そしてもう1つは、先ほどありました芸術としての書道を勉強することであれば、文化として良いなと思ったのですが、どうもそうではない様なので中途半端に思いました。そうすると、綺麗な字を勉強する意味は、社会に出て綺麗な字を書くとき一目置かれます。手紙なんかで綺麗な字だと嬉しいものです。気持ちもよさそうに感じますよね。そうすると、大変役に立つ勉強だと思います。その点教育出版が1番良く出来ているかなと私も思います。

教育長

改めて、書写とはどのような教科ですか。

高校教育課審議員

実は、本日、県立中学校の国語の先生に来てもらっています。

県立中学校教諭

御質問ありがとうございます。中学校の書写の役割、どのようなことをしているかということですが、子ども達の様子を見ていますと、例えば数字の0の書き方ですが、左から右ではなく、逆の書き方をしながら書いている子ども達がいまいます。筆順という感覚がない状態で、学校に入学する生徒は年々増えているような感じもします。そのため、今回教育出版の図書を選んだのは、そのような細かい丁寧な指導からできるということが1つありました。また、なかなか手書きをしない時代になってきましたので、手書きの良さを伝える上では、書写の授業は関わっていきますし、今後の教材の中でも手紙を書くという分野もあります。これから進学をしていく中で様々な大事な書類を書く際に字の形を意識させる上では必要になるのかなと思っています。

櫻井委員

先生には申し訳ないですが、これはやはり芸術、書道、あるいはペン習字とした方がはっきりすると思います。今後、大事な書類も全てデジタル化されると思いますので、字を書くのは印鑑の代わりに自署するくらいになってしまうでしょう。そうしたら国語の先生が教えていていいのかという議論にもなると思います。

教育長

田浦委員、お願いします。

田浦委員

私の個人的な主観ですが、漢字というのは非常に独特な文化で、文字にある程度の意味が含まれているのは、他国にしてみれば、とても特別なかなと思っています。例えば、子どもの名前を付けるときにどんな意味を込めるか、音や漢字に込められた意味を象徴しているのが芸術でもあり、文化でもあると思っています。中国語や韓国のハングルを考えると、日本の漢字は守っていききたいと思うものですし、書写の時間でそれを勉強するのは非常に貴重な時間だと思っています。

教育長

ありがとうございました。木之内委員お願いします。

木之内委員

例えば、学長が一生懸命何かを行った学生に対して直筆で手紙を書いているのですが、偉い人達でも直筆で書くというのは日本の文化の中に未だに残っています。あとは、古いのかもかもしれませんが、やはり字を見ると大体性格が分かる気がします。そういう意味では、学ぶ事は悪くないし、中学生のときに基本としてきちんと教えていくのは大事だと思います。持ち方にしても驚くような持ち方をしている大学生も見かけますから、丁寧に学んでいくのは大事な気がします。

教育長

それでは、委員の先生方からも教育出版という言葉が出ていましたけれども、書写は教育出版の採択ということでよろしいでしょうか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

教育長

続いて、社会の地理的分野について、選定委員会より説明をお願いします。

高校教育課審議員

選定理由書3ページ、地理です。地理も4者からの採択になります。A3選定資料の23ページです。中学校社会科の目標に照らし合わせ、調査研究を行っています。各教科書発行者の総合評価結果についてポイントを御説明します。

「東京書籍」、興味・関心を深める導入資料や学習課題、そして本文を補完する資料が豊富に設定され、「チェック」「トライ」で学習内容が確認できるようになっています。

「教育出版」、興味・関心を高められるような写真や地図などの資料が豊富に活用しており、学ぶ楽しさを実感しながら、地域の特色について確かな理解を促せる工夫がなされています。

「帝国書院」、単元が構造化され、地理的技能を身に付け、関連付けて深く考えられるテーマが設定されています。「学習を振り返ろう」では、主体的に課題解決学習が出来る工夫がされています。

「日本文教出版」、日本や世界の地理的事象を多面的・多角的に考察する態度を育成できるような工夫があります。「地理+α」というコラムでは、社会に対する興味・関心を高め、主体的な活動を促せるようになっています。

選定委員会では、帝国書院が特に工夫がなされているとされました。選定意見書の1つ目のポツです。帝国書院の26ページを御覧ください。単元を貫く「章(節)の問い」、各見開きの「学習課題」「確認しよう」「説明しよう」、一章の中で流れを説明していますが、最初に章あるいは節の問いがあります。そして、右欄の各ページでは学習課題が必ず設定しており、それに対して「確認しよう」「説明しよう」で確認をしていくという形になっています。それから単元の最後に「学習を振り返ろう」というように構造化されており、単元を通してそれぞれの問いを考えていくことで、課題解決的な学習ができる構成になっています。

教科書の構成については、教育出版では28ページ、東京書籍では33ページ、日本文教出版では23ページと、それぞれ同じ章で比較ができるように見ていただければと思います。

帝国書院では、各章や節において冒頭で問いが明確に示され、その下の節の学習で、学習課題が示されています。その学習課題を解決していく中で生徒が構造的に見通しを持って学べるような工夫がなされているという意見が出ました。ま

た、随所に見られる「確認しよう」「説明しよう」で主体的・対話的な学びを促す工夫が見られます。

章のまとめについてもそれぞれ比較して見ていただければと思います。帝国書院は44ページで、「章の学習を振り返ろう」の、特に2番、地理的な見方を働かせて説明しようというところで問いを考えることで、章全体の学びを整理し、直すことができる工夫がなされています。そして第1章の最初に出ていた章の問いが解決できるような構成になっています。この点が他者と比べて明確である点が特に工夫として挙げられた点です。

そして2つ目のポツです。「技能をみがく」というコーナーが23カ所設けられており、「地理的な見方・考え方」を働かせるための基礎的な技能を習得できるようになっています。例えば29ページ、雨温図の読み取り方を各者それぞれ比較して見ていただければと思いますが、帝国書院では、中学校で学ぶ全ての気候帯の雨温図を横に並べて比較できるように配置されている点に工夫がみられます。そしてその下にQRコードがありますので、ここで1つ見ていただこうと思います。29ページの雨温図の読み取り方を画面に出してみます。この雨温図には2つの情報が入っているのですが、それぞれの情報について表し方やポイントを順番に見られるようになっていきます。教科書では完成形しかありませんが、どのようにして雨温図ができていくのかという順番やポイントがまとまっていて、このような流れで確認することができます。

説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御意見等あればよろしくお願いします。

吉田委員

国際的な関係として領土の問題をどのように教えるか。先生方の対応の仕方が重要になってきます。また「帝国書院」にはテロに備える写真もありますが、これなども教師の伝え方や説明のポイントになると思います。そうした点で教師の力量が問われることとなります。さらに、ITをうまく活用できる先生とそうでない先生で、子どもとの関わりや理解の度合いが変わってきますね。

吉井委員

つい強調して見てしまったのが災害と環境のところでした。熊本地震から始まって、いろいろな台風の災害や今度の豪雨災害、そういうことを全部鑑みて読んでみると実は随分ページが割いてありました。私達の子どもの頃は災害の話は全く表紙に載っていませんでしたが、今はそれが教科書に載らなければならないほど恐ろしい時代になってしまったんだなと思いました。それを考えるときに、帝国書院が一番長く広い範囲で扱っていました。そこだけで判断するものではないですが、災害はこれからどこで、いつ起きてもおかしくない状態ですので、真剣に考えるときに、どう対応するか、どうしたら良いかを教えることが必要だと思いましたので、委員会でも帝国書院を推薦してありますが、私も帝国書院を押したいと思います。

吉田委員

帝国書院は、私が中学生のころから地図帳で知っていました。そうした記憶もあって、地理的な領域では強いという印象があります。その一方で、そうした伝統的なものと違う視点に立った教科書も考えていいのではないかという思いもあります。

木之内委員

今回、帝国書院ですごいなと思ったのが、公害のことが186ページにあるのですが、1961年そのときの公害の北九州の写真が鮮明に出ていました。見ていて随分日本も変わったなと思いますし、このような過去のいろいろな地域から自分達の今だけを見るのではなく、長い目で見てくださいなと思いつつ見ました。

そういう中では全体として、やはり皆さんが選んでくれたものでいいのではないかと思います。

教育長

よろしいですか。

今、帝国書院という意見がありましたが、社会の地理的分野については帝国書院ということでよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

教育長

続きまして、地図について選定委員会より説明をお願いします。

高校教育課審議員

選定理由書8ページ、地図です。地図は2者からの採択になります。A3選定資料の64ページからです。まず総合評価のポイントを御説明します。

「東京書籍」、知識・技能を活用する学習活動の充実が図られるよう、資料のポイントや見方・考え方を示したキャラクターの吹き出しを設け、資料読み取りの視点を提示する工夫がありました。

「帝国書院」、地方ごとの主題図が多く掲載され、多様な立場や考え方を示し、多面的・多角的に考察する学習活動で活用できる工夫がありました。

選定委員会では、帝国書院が特に工夫がなされているという意見になりました。選定検証の1つ目のポツとして、帝国書院25ページ、26ページ、そして東京書籍は31ページ、32ページになりますが、このように鳥瞰図というものがあります。見ていただくと分かる通り、帝国書院では、鳥瞰図の中に、地域の特色や民族衣装のイラストを配してあります。生徒の興味・関心を引き出す工夫の一つとしてあげています。他のページもありますが、これが一つの例です。

それから3つ目のポツですが、地図帳で培うべき地理的な見方・考え方を体系立てて整理し、それを育成する問いを配した作業コーナー「地図活用」というのが多数あります。例えば、帝国書院の109ページを御覧いただくと、「地図活用」が上部にありまして、問いが出ています。このような形で地理の授業で地域的特色を読み取る問いを入れて、地理的な見方・考え方の育成につながるようになっていて、県立中学生にとっては深い学びにつなげやすいところが主な特徴になっています。

説明は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御意見等あればよろしくをお願いします。

吉井委員

帝国書院の地図で、一つ疑問に思ったところがありまして、九州の地図があるのですが、九州北部はあって九州南部がなく、水俣が載っていないと不安に思ってしまったところがありました。そして表紙が阿蘇だったので有利かなとも思いました。

内容として、災害の地図が載っていました。日本地図のどこでマグニチュード何以上の地震がこれだけ起きたというような標記です。災害も地図帳で扱われるようになったのだなと思いましたし、自然災害等を日本は避けて通れないと思わせる地図帳でした。

ですので、私は帝国書院を押したいと思うのと、地理の教科書が帝国書院ならば地図も帝国書院の方がおそらく授業のときに関連して使いやすいと思いました。

櫻井委員

地図は何時間勉強するのですか。

高校教育課審議員

地図だけの勉強というのはなく、地理の授業と一緒に活用していく形です。

先ほど、お話の中で主題図という防災等の様々なテーマでの切り口で図が追加で入っています。ここは確かに豊富にあるというのは印象としてあります。

櫻井委員

そうしたら同じ出版社で揃えるのが一番良いと思います。

教育長

他はよろしいですか。

教育長

それでは地理的分野に合わせるということで、地図についても帝国書院を採択するということがよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。では、本日の教科書採択は、以上となります。御審議ありがとうございました。

○議案第6号 「県立特別支援学校小中学部における令和3年度（2021年度）使用教科用図書の採択について」

特別支援教育課長

特別支援教育課です。議案第6号「県立特別支援学校小中学部における令和3年度（2021年度）使用教科用図書の採択について」御説明します。なお、本日配布しています教科用図書採択案については、円滑な採択事務を進めていくという趣旨から、委員の皆様及び関係者のみ配付しています。

提案理由については、県立学校における教科用図書採択の基本方針に基づき、県立特別支援学校小学部・中学部で令和3年度に使用する教科書を採択いただく必要があるためです。

表紙をめくって「資料1」のページを御覧ください。上段のシート1にありますように、特別支援学校においては児童生徒の障がいの程度、種類が多用であることから3種類の教科書を使用しています。①の「文部科学省検定済教科書」は小中学校で主に使用されている教科書です。②の「文部科学省著作教科書」は特別支援学校用の教科書で、「視覚障がい者用」「聴覚障がい者用」「知的障がい者用」があります。①、②が児童生徒の実態に合わない場合、③絵本等の「一般図書」を使用することが可能とされています。

次に県立特別支援学校の教科書採択までの流れについて御説明します。下段のシート2を御覧ください。各校では、上段枠囲みにあります県教育委員会が定めた、「県立学校における教科用図書採択の基本方針」等に基づき、①各学校が、校内選定委員会を経て選定した図書を特別支援教育課に報告します。その後、②

本課による点検整理、③教育庁内の教科書採択委員会による審議を終えましたので、本日、教育委員会での御審議をお願いするものです。

続いて、「資料2」の教科用図書採択案について御説明します。1ページを御覧ください。1ページには文部科学省検定済教科書及び文部科学省著作教科書を使用する学校と、使用する教科書の種類数、また2ページには一般図書を使用する学校と種類数について記載しています。

続いて、3ページから23ページには文部科学省検定済教科書を選定した7校それぞれの教科書を記載していますが、10ページを御覧ください。こちらは熊本聾学校の選定一覧です。本年度は、中学校用教科書の採択替えの年となっていて、本日は、一覧表の中段、数学の「東京書籍 新しい数学」と、理科の「啓林館 未来へひろがるサイエンス」の2冊を見本本として用意しています。

まず、数学から御説明します。付箋1の113ページを御覧ください。この教科書では、全ての章とびらで、このように生徒の身近な生活場面を1コマのイラストで提示していて、単元の導入では、生徒が思わず考えたくなる課題の提示が工夫されています。生徒の身近な題材を取り上げることで、生徒たちの数的イメージを膨らませやすくしています。特別支援学校で学ぶ生徒にとっては、こうした身近な題材を取り上げることは、考える楽しさを通して「数学のよさを実感」することはもとより、将来の自立生活に向け、数学で学んだことを学校や家庭生活の中で用いようとする態度の育成が大変重要です。

次に付箋2の116ページを御覧ください。教科書全体を通して、レイアウトや見やすさの配慮があり、他の教科書に比べて行間が広いため文章が読みやすく、学習のめあてや問いが分かりやすいような工夫がされています。また、117ページのように例や問いに罫線が引かれていて、内容のまとまりが分かりやすいといった特徴もあります。

続いて、理科の教科書について御説明します。この教科書は、「誰もが探究的に学べる」というテーマが設定されています。付箋1の140ページを御覧ください。この単元では、身の回りの物質の性質を様々な方法で調べ、物質を加熱したときの性質の変化を見いだしたり、気体を発生させて、気体の種類による特性を見いだしたりするとともに、実験器具の操作、記録の仕方などを学んでいきます。ページの右下にQRコードが掲載されていますが、このコードをタブレット端末で読み込むと、小学校で学んだ理科の内容を振り返るミニテストのホームページにつながるようになっています。

141ページからは、同じように見える眼鏡でも、その種類やパーツにより材料が異なっていることや、砂糖と食塩、スチール缶やアルミニウム缶など、見た目は似ていても用途を使い分ける必要がある身近な物を取り上げ、物質の性質に対する興味・関心を高め、次の142ページからは、砂糖、食塩、かたくり粉を使い、物質の性質の違いを見いだす実験に取り組んでいきます。

143ページを御覧ください。ページ左上に「探Q実験」とありますが、各単元に1つ、生徒自身で仮説を立て、実験計画～結果～考察までをまとめる探究課題が用意されています。付箋2の付録ページを御覧ください。先程の探Q実験に対応したシートが用意されていて、自分の考えのまとめるキーワードをもとに、根拠のある仮説を自分で考えながら主体的に学ぶことができるようになっています。

再度143ページにお戻りください。ページの右側には探究のきっかけとなる生徒同士の対話例が示されていますが、肢体不自由や病弱の特別支援学校では、

教師との1対1学習や少人数制での学習になる場合も少なくありません。お互いの意見交換の機会が少なかったり、自分の考えやアイデアをうまく伝えられなかったりする生徒が多い中で、対話例を通して自分以外の考え方に触れながら、理科の見方・考え方を深めることができます。また、「実験動画」などに対応したQRコードが310箇所掲載されており、授業の補助や家庭学習のサポートなどでの活用に加え、病室など実際に実験しながら学習することが困難な環境で学ぶ生徒にとっても大変有効な教科書であると考えられます。

以上、この他に採択案として選定した文部科学省検定済教科書についても、その内容構成等に加え、文字の大きさ、フォントの見やすさ、レイアウトなどに丁寧な配慮が施されていて、特別支援学校での使用に適していると考えています。

それでは、採択案の24ページを御覧ください。こちらの17校が文部科学省著作教科書を選定していて、25ページから60ページに各校の採択案を掲載しています。

まず、26ページを御覧ください。盲学校が選定した著作教科書の1番から34番までは、点字教科書です。これらは文部科学省が選定した発行者の文部科学省検定済教科書を点字翻訳したものを選定しています。

続いて、32ページを御覧ください。こちらは熊本支援学校が選定した、知的障がい者用の著作教科書です。これらの教科書は☆（ほし）本と呼ばれ、5段階で学習内容が構成されており、一人一人の学習の実態に合わせて使用します。☆1～3が小学部段階、☆4、5が中学部段階です。本日は、算数・数学の☆本の中から見本本をお配りしています。盲学校や聾学校には、主たる障がいである視覚障がい、聴覚障がいに知的障がいを併せ有する児童生徒も在籍しているため、☆本も選定しています。その他の特別支援学校においても、知的障がいを有する児童生徒が使用する著作教科書として☆本を選定しています。

最後に一般図書について御説明します。2ページにお戻りください。こちらの17校が一般図書を選定していて、61ページ以降に各校の採択案を掲載しています。

それでは、73ページを御覧ください。知的障がいのある児童生徒に対する教育を行う学校である熊本支援学校が選定した一般図書を載せています。

13番の「生活 三省堂 こどもマナーとけいご 絵じてん」の抜粋ページ資料を、先ほどお配りした教科書と併せて配布させていただきました。資料に掲載した教科書ページでは「学校から帰って、寝るまで」の流れを扱っていますが、学習指導要領に示された生活科の内容の1つである「基本的生活習慣の確立」に該当します。小学部入学までにこうした生活習慣を獲得できていない子ども達は、学校で学んだことを家庭につなぎ、家庭での取組みを学校で振り返る、といった学びのサイクルで基本的な生活習慣の定着を1つずつ目指していきます。

その他の知的障がい者を教育する教育課程を編成している特別支援学校においても、文字への関心や言葉のイメージを高めるための絵本など、学習指導要領と児童生徒の学習段階を照らし合わせ、様々な絵本等を選定しています。

このように各校では、教科書の選定にあたり、教科ごとの目標を達成するに資する教科書について調査研究を行い、児童生徒一人一人に合った教科書を選定しています。

説明は以上です。御審議をよろしく申し上げます。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらお願いします。

教育長

御意見等はよろしいですか。

教育長

では、この件について提案どおり承認及び可決してよろしいですか。

(委員了承)

教育長

ありがとうございました。

○報告（１） 「県立高等学校生徒の自死事案に関する控訴審判決後の対応について」

学校安全・安心推進課長

学校安全・安心推進課です。まず、説明の前に、平成25年当時の生徒が、自らその尊い命を絶ってしまったことは、非常に痛ましく、深い悲しみの念に堪えません。改めて、御冥福をお祈り申し上げます。

報告（１）を御覧ください。今回の控訴審判決では、学校の安全配慮義務違反と自死との相当因果関係については全て否定されましたが、一部、学校の安全配慮義務違反による生前の精神的苦痛に対して、損害賠償が命じられました。

今後の対応としては、上告せず、今回の判決等を踏まえ県教育委員会と各学校が一丸となって全力で再発防止に努めていきます。

また、県教育委員会としては、今回の判決は、学校組織としての対応の在り方、組織的判断及び組織的対応が問われたものと受け止めています。

資料の中程に裁判の経緯、一審、二審と訴えの内容、判決内容を記していますが、その詳細の説明は割愛します。

裏面、3 今後の再発防止への対応についてです。今回の判決を踏まえ、以下のとおり、より一層の対応を行い、再発防止に当たっていきたくと考えています。

（１）管理職を中心とした組織的対応の徹底です。現在、県教育委員会ではいじめ防止対策審議会に諮問し、「県いじめ防止基本方針」の改訂を進めています。その中でいじめの早期発見や未然防止に向けた対応に加え、情報をいち早く共有し組織的な対応につなげるため、情報を一元化して集約する担当者を置くこと等の検討を行い、組織的な対応力を高める取組みを実践します。また、実効のないいじめの問題解決につなげるため、日頃からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー及び弁護士や医師等の外部専門家と一層の連携を図っていきます。

（２）教職員のいじめに対する理解や対応力の更なる向上です。いじめはどの学校でも、どの子どもにも起こりうることを再度確認し、いじめについての理解を深めるとともに、具体的対応や指導上の留意点等についての共通理解を図り、さらに校内研修や県教育委員会による研修等を一層充実させます。

（３）生徒等に対する心の教育や情報モラル教育の一層の推進です。「SOSの出し方に関する教育」や「ストレス対処教育」を充実させ、生徒間におけるストレスを低下させる取組みを行うとともに、学校及び学級全体でいじめに向かわせない雰囲気や土壌を醸成する取組みを実施します。また、情報モラル教育についてはあらゆる機会を捉えて実施し、言語環境の改善と併せて家庭とも連携した指導を充実させます。

（４）寮における適切な指導の徹底です。寮における生活や人間関係でストレスを抱えていないか等について、スクールカウンセラーや教職員による面談等を実施し、寮生の状況を適宜把握しながら対応を図るとともに、寮（寄宿舎）を有

する県立学校長会を開催し、寮の管理運営について協議を行うなどして、適切な運営に努めていきます。

報告は以上です。

教育長

ただ今の説明について、御質問等がありましたらよろしくお願いします。

教育長

今、課長から説明がありましたが、今回の件を含めまして、いじめ等の再発防止についてはしっかりと対応したいと考えていますので、よろしくお願いします。

6 次回開催日

教育長が、次回の臨時教育委員会は令和2年（2020年）8月19日（水）教育委員会室で開催することを確認した。開催時間は、午後1時30分から。

7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午後4時05分。